

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和5年8月

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
建具補修工事 航空自衛隊下甌島分屯基地 R5.8.1～R6.3.31 建築一式	航空自衛隊 第5航空団基地業務群 会計隊長 渡邊 一夫 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581	令和5年8月1日	株式会社ヨスミ建設 鹿児島県薩摩川内市下甌町手打689-イ	5340001008895	一般競争入札	16,881,676	15,400,000	91.22%				
飛行場灯火直流電源盤整流器等更新工事 航空自衛隊新田原基地 R5.8.9～R6.3.29 電気、機械器具設置	航空自衛隊 第5航空団基地業務群 会計隊長 渡邊 一夫 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581	令和5年8月9日	株式会社永幸電設 宮崎県宮崎市大字本郷南方字立和517	7350001000197	一般競争入札	7,238,000	6,875,000	94.98%				
体育館空調機更新工事 航空自衛隊下甌島分屯基地 R5.8.17～R6.3.29 管	航空自衛隊 第5航空団基地業務群 会計隊長 渡邊 一夫 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581	令和5年8月17日	九錦設備工業株式会社 鹿児島県鹿児島市南栄2-7-15	2340001001333	一般競争入札	40,111,550	33,000,000	82.27%				
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和5年8月

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
照明設備更新	航空自衛隊 第5航空団基地業務群 会計隊長 渡邊 一夫 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581	令和5年8月22日	株式会社カド電工 宮崎県宮崎市大字 有田436-1	3350001004400	一般競争入札	同種その他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	2,747,250					
春菊3kg 外93品目	航空自衛隊 第5航空団基地業務群 会計隊長 渡邊 一夫 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581	令和5年8月22日	平林食品株式会社 宮崎県延岡市出北 6-1590	4350001006973	一般競争入札	同種その他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	2,251,811					単価契約、 契約金額は 予定総額
鮭フライ13kg 外41品目	航空自衛隊 第5航空団基地業務群 会計隊長 渡邊 一夫 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581	令和5年8月22日	株式会社山丁 大分県由布市湯布 院町川南1669-1	8320001004092	一般競争入札	同種その他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	1,402,808					単価契約、 契約金額は 予定総額
牛ロース肉スライス 21kg 外15品目	航空自衛隊 第5航空団基地業務群 会計隊長 渡邊 一夫 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581	令和5年8月22日	O k a z a k i F o o d株式会社 宮崎県宮崎市波島 1-1-53	4350001011206	一般競争入札	同種その他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	1,352,814					単価契約、 契約金額は 予定総額
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。